



政一発第 116 号

2023 年 3 月 2 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

実務対応報告公開草案第 64 号「グローバル・ミニマム課税に対応する
法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」
に対する意見提出の件

以下は、実務対応報告公開草案第 64 号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」と言う。）に対する一般社団法人日本貿易会経理委員会（以下「当会」と言う。）のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、当会は、本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている。（末尾に当会の参加会社を記載。）

質問 1 (範囲に関する質問)

本公開草案では、適用範囲を一律に、税効果会計基準が適用される連結財務諸表及び個別財務諸表とすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する

質問 2 (会計処理に関する質問)

本公開草案では、当面の間、税効果会計については、税効果適用指針の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意するが、以下の点を要望する。

税効果会計の適用に関する特例的な取扱いを廃止する際には、基準の解釈や各社の開示に差異が生じないように十分なガイダンスの開発が必要であり、これらの開発が困難であれば当該特例的な取扱いを恒久的に適用することも検討すべきであるとする。

質問 3 (一律の適用とすべきか否かに関する質問)

本公開草案では、特例的な取扱いについては選択適用とはせず、一律に適用することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する

質問 4 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

グローバル・ミニマム課税制度の適用においては、税効果会計のみならず、当期税金費用の見積りにおいても困難が想定されることから、当期税金費用の見積りに関する当面の取扱い、もしくは、見積りに関する具体的な指針を示していただきたい。

以 上

一般社団法人日本貿易会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

霞が関コモンゲート西館20階

経理委員会委員会社

伊藤忠商事株式会社

稲畑産業株式会社

岩谷産業株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

CBC 株式会社

JFE 商事株式会社

神栄株式会社

住友商事株式会社

双日株式会社

蝶理株式会社

豊田通商株式会社

長瀬産業株式会社

日鉄物産株式会社

野村貿易株式会社

阪和興業株式会社

株式会社ホンダトレーディング

丸紅株式会社

三井物産株式会社

三菱商事株式会社

ユアサ商事株式会社